

へいせい にじゅうきゅうねん さんがつさんじゅういちにち  
平成二十九年三月三十一日

こうせいろうどうだいじんしおぎやすひさ  
厚生労働大臣塩崎恭久

しょうがいふくし さーびす とうおよ しょうがいじつうじょしえんとう えんかつ じつし かくほ きほんてき ししん  
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
しゅうろうし えんかんけいばつすい  
(就労支援関係抜粋)

だいいち しょうがいふくし さーびす とうおよ しょうがいじつうじょしえんとう ていきょうたいせい かくほ かん きほんてきじこう  
第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

いち きほんてきりねん  
一 基本的理念

しちょうそんおよ とうふけん しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう きほんりねん ふ つぎ かが てん  
市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点  
はいりょ そうごうてき しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいふくしけいかく い か しょうがいふくしけいかくとう さくせい  
に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成  
することが必要である。

1 しょうがいしゃとう じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん  
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

きょうせいしゃかい じつげん しょうがいしゃとう じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん はいりょ  
共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとと  
もに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の  
じつげん はか きほん しょうがいふくし さーびす とうおよ しょうがいじつうじょしえんとう ていきょうたいせい  
実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の  
せいび すず  
整備を進める。

2 しちょうそん きほん みちか じつししゆたい しょうがいしゆべつ いちげんてき しょうがいふくし さーびす じつしとう  
2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

しょうがいしゃとう ちいき しょうがいふくし さーびす とう しちょうそん じつししゆたい きほん  
障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。

また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神  
しょうがいしゃ はつたつしょうがいしゃおよ こうじのうきのうしょうがいしゃ ふく い か おな なら なんびょうかんじゃとう しょうがいしゃ  
障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の  
にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつしこうれいだいちじょう もと こうせいろうどうだいじん さだ  
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定め  
とくしゆ しつべい へいせい にじゅうしちねんこうせいろうどうしやうこくじだいにひやくきゅうじゅうにごう かが しつべい しょうがい ていど  
る特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、  
とうがいしょうがい けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う ていど もの い か  
当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下  
おな じゅうはちさいいじょう ものなら しょうがいじ さーびす じゅうじつ はか とうふけん てきせつ しえん  
同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援  
とう つう ひ つづ しょうがいふくし さーびす 均てんか はか はつたつしょうがいしゃおよ こうじのうきのう  
等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能  
しょうがいしゃ じゅうらい せいしんしょうがいしゃ ふく しょうがいしゃそうごうしえんほう もと きゅうふ  
障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付  
たいしやう ひ つづ むね しゅうち はか なんびょうかんじゃとう  
の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等について  
ひ つづ しょうがいしゃそうごうしえんほう もと きゅうふ たいしやう むね しゅうち はか なんびょう  
も、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の  
かんじゃ たい いりやうとう かん ほうりつ へいせい にじゅうろくねんほうりつだいがじゅうごう もと とくていりりやうひ しきゅうにんてい  
患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を  
おこな とうふけん なんびょうかんじゃとう そうだん おう なんびょうそうだんしえんせん た ーとう ぎやうむ  
行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を  
つう なんびょうかんじゃとうほんにん たい ひつやう じやうほうていきやう おこな など とりくみ しょうがいふくし さーびす  
通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの

かつよう うなが  
活用が促されるようにする。

### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス

#### 提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

また、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進する。

(一) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

(二) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

(三) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑

に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

## 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進する。

## 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

## 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十五項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。）で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

#### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成三十二年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

#### 四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上とすることを旨とする。なお、これらの目標設定に必要な利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成二十九年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十九年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成三十二年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を平成三十二年の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。

別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事項	内容
就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成三十二年において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。

<p>しょうがいしゃ たい しょうぎょうくねん じゅこう  <b>障害者に対する職業訓練の受講</b></p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんどうぶぎょく とどうふけん  <b>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県</b>  <b>労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉</b>  <b>施設から一般就労への移行を促進するため、平成</b>  <b>三十二年度において、福祉施設から一般就労へ移行す</b>  <b>る者のうち、必要な者が職業訓練を受講することが</b>  <b>できるよう、受講者数の見込みを設定する。</b></p>
<p>ふくししせつ こうきょうしよくぎょうあんていしよ ゆうどう  <b>福祉施設から公共職業安定所への誘導</b></p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんどうぶぎょく とどうふけん  <b>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県</b>  <b>労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共</b>  <b>職業安定所との円滑な連携を促し、平成三十二年度</b>  <b>において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共</b>  <b>職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉</b>  <b>施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設</b>  <b>利用者数の見込みを設定する。</b></p>
<p>ふくししせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん  <b>福祉施設から障害者就業・生活支援</b>  <b>センターへの誘導</b></p>	<p>とどうふけん ろうどうたんどうぶぎょくおよ しょうがいほけんふくしたんどう  <b>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当</b>  <b>部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から</b>  <b>一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、</b>  <b>平成三十二年度において、福祉施設から一般就労に</b>  <b>移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援</b>  <b>事業者等と連携した障害者就業・生活支援センター</b>  <b>による支援を受けることができるよう、福祉施設から</b>  <b>障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設</b>  <b>利用者数の見込みを設定する。</b></p>
<p>こうきょうしよくぎょうあんていしよ ふくししせつ  <b>公共職業安定所における福祉施設</b>  <b>利用者の支援</b></p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんどうぶぎょく とどうふけん  <b>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県</b>  <b>労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共</b>  <b>職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労</b>  <b>移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を</b>  <b>支援者に対して行い、平成三十二年度において、福祉</b>  <b>施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の</b>  <b>支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつ</b>  <b>くよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する</b>  <b>者の数の見込みを設定する。</b></p>